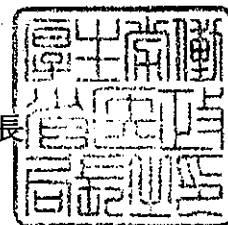


医政発 0305001 号
平成16年3月5日

社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長



平成16年度薬価改定に伴う医療用医薬品の流通について（依頼）

平成16年度においては、市場実勢価による改定、先発品の改定などを内容とした薬価ベース△4.2%の薬価改定が行われることになりましたが、本日、その告示がなされ、4月1日から施行される予定であります。

医療用医薬品の取引については、流通当事者間における自由かつ公正な競争の確保等の観点から、平成7年2月に医薬品流通近代化協議会が提言した「医療用医薬品の流通近代化の推進について」などを踏まえ、(1)卸売業者のマージンに占める割戻し・アローアンス割合の縮小など価格形成の透明化、(2)総価山買い、仮単価による購入等不適切な取引慣行の是正、(3)文書による契約の締結の推進など、様々な努力が従来より重ねられてきたところでありますが、未だ不十分な状況にあります。

一方、既記載医薬品の薬価改定の方式については、平成16年度改定に向けて、中央社会保険医療協議会において検討が行われていたところでありますが、平成12年度改定においてR幅方式に代わる方式として導入され、平成14年度改定において維持された「市場実勢価格加重平均値調整幅方式」を、平成16年度改定においても既記載医薬品の原則的な薬価改定方式として維持することとされ、調整幅についても「薬剤流通の安定のための調整幅とし、改定前薬価の2/100に相当する額」を維持することとされました。

関係各位におかれましては、このような経緯をご理解いただき、医療用医薬品の安定供給及び流通改善の一層の推進について、ご理解、ご協力を賜りたく、貴管下の会員各位への周知徹底及びご指導をいただきますようお願いいたします。

[参考資料 1]

平成16年度薬価基準改定の概要

1 薬価基準収載品目数

| | 内用薬 | 注射薬 | 外用薬 | 歯科用薬剤 | 計 |
|-----|--------|--------|--------|-------|---------|
| 品目数 | 6, 646 | 3, 316 | 1, 996 | 35 | 11, 993 |

2 薬価改定方式

平成16年2月13日の中医協において了解された薬価算定の基準に基づき、改定を行った。

(内訳)

- ア 市場実勢価格加重平均値調整幅方式による改定
- イ 後発品のある先発品の薬価改定
- ウ 再算定による改定
- エ 低薬価品に係る改定

3 改定品目数

| | 引き下げ | 引き上げ | 据え置き | 計 |
|-----|--------|------|--------|---------|
| 品目数 | 9, 645 | 39 | 2, 309 | 11, 993 |

4 実施時期

官報告示：平成16年3月5日

実 施：平成16年4月1日

(参考)

主な薬効群の改定率

改定率(%)

(内用薬)

| | | | |
|-------|----------------------|-------|------|
| 1 1 4 | 解熱鎮痛剤 | | -4.6 |
| 1 2 4 | 鎮けい剤 | | -4.1 |
| 2 1 2 | 不整脈用剤 | | -6.1 |
| 2 1 4 | 血圧降下剤 | | -5.6 |
| 2 1 7 | 血管拡張剤 | | -4.9 |
| 2 1 8 | 高脂血症用剤 | | -8.6 |
| 2 1 9 | その他の循環器官用剤 | | -3.5 |
| 2 3 2 | 消化性潰瘍用剤 | | -5.7 |
| 3 1 1 | ビタミンA及びD剤 | | -8.7 |
| 3 1 3 | ビタミンB剤(ビタミンB1剤を除く) | | -2.8 |
| 4 2 2 | 代謝拮抗剤 | | -3.8 |
| 4 4 9 | その他のアレルギー用薬 | | -7.1 |
| 5 2 0 | 漢方製剤 | | -3.8 |
| 6 1 3 | 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの | | -4.9 |
| 6 2 4 | 合成抗菌剤 | | -8.0 |

(注射薬)

| | | | |
|-------|----------------------|-------|------|
| 3 9 9 | 他に分類されない代謝性医薬品 | | -7.3 |
| 6 1 3 | 主としてグラム陽性・陰性菌に作用するもの | | -5.3 |
| 7 2 1 | X線造影剤 | | -5.5 |

(外用薬)

| | | | |
|-------|--------------|-------|------|
| 1 3 1 | 眼科用剤 | | -2.7 |
| 2 6 4 | 鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤 | | -4.4 |

〔参考資料 2〕

「平成 16 年度薬価制度改革の基本方針」

(平成 15 年 12 月 12 日中央社会保険医療協議会了解)

Ⅱ 具体的内容

既収載医薬品の薬価改定

1 薬価改定における調整幅方式

- 調整幅方式については、既収載医薬品の原則的な薬価改定方式として、これを維持するものとする。

「薬価算定の基準について」

(平成 16 年 2 月 13 日中央社会保険医療協議会了解)

第 1 章 定義

31 市場実勢価格加重平均値調整幅方式

市場実勢価格加重平均値調整幅方式とは、薬剤の市場実勢価格、消費税率及び薬剤流通の安定性を考慮した別表 5 に定める算式により行う原則的な薬価の改定方式をいう。

第 3 章 既収載品の薬価の改定

第 1 節 既収載品の薬価の改定の原則

薬価改定においては、当該既収載品の薬価を市場実勢価格加重平均値調整幅方式により算定される額（販売量が少ないことその他の理由により、薬価調査により市場実勢価格が把握できない既収載品については、当該既収載品の最類似薬の薬価改定前後の薬価の比率の指数その他の方法により算定される額）に改定する。ただし、当該既収載品の薬価改定前の薬価を超えることはできない。

別表 5

市場実勢価格加重平均値調整幅方式の計算方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該既収載品の保険医療} \\ \text{機関等における薬価算定} \\ \text{単位あたりの平均的購入} \\ \text{価格（税抜市場実勢価格} \\ \text{の加重平均値）} \end{array} \right] \times \left[1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率} \right] + \text{調整幅}$$

消費税率：消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に定める率

地方消費税率：地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に定める率

調整幅：薬剤流通の安定のための調整幅とし、改定前薬価の2/100に相当する額